

羽島市家庭用指定ごみ袋 製造・卸売許可申請の手引き

令和8年4月

羽島市生活環境部生活環境課

1. 指定袋の製造許可について

(1) 製造許可業者

製造許可業者とは、指定袋を製造し、卸売許可業者又は登録販売店に納入を行う事業者をいいます。

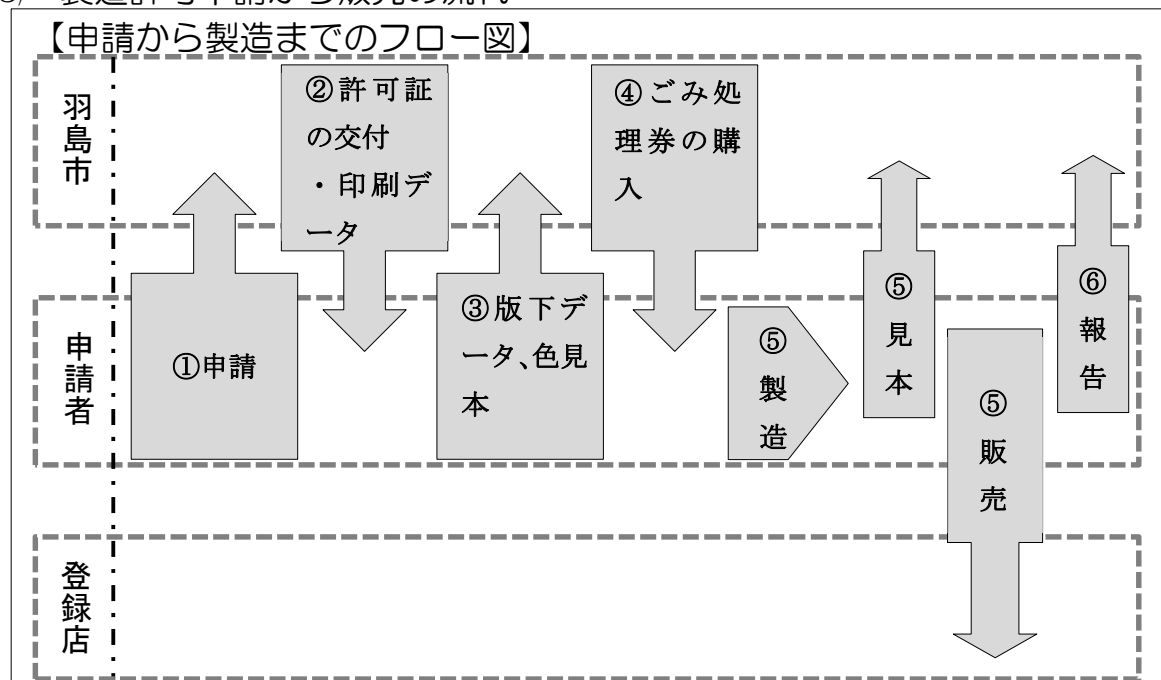
(2) 製造許可の条件

- ① 羽島市（以下「市」という。）の指定袋を全て製造してください。指定袋の種類は次の8種類とします。

有料化指定袋	可燃ごみ（大・中・小）、不燃ごみ（大・小）
上記以外の指定袋	カン、ビン、ペットボトル

- ② 各指定袋は指定の包装袋に、可燃ごみ、カン、ビン、ペットボトルは10枚、不燃ごみは5枚ずつ封入してください。
- ③ 有料化指定袋は、枚数に応じたごみ処理手数料納付済証（以下「ごみ処理券」という。）を市から購入し、外装袋に封入してください。
- ④ 万が一、製造販売において製品等に問題が起こったときは迅速に処理し、仕様等で市内全体にかかわる問題の場合は、市に報告、協議し、市の指示に従ってください。
- ⑤ 市からの求めがあれば、製造した製品を提出してください。
- ⑥ 市は、必要があると認めたときは、指定袋の規格について製造許可業者へ検査させることができます。その費用は製造許可業者の負担となります。
- ⑦ 指定袋は、必ず市の許可を受けた卸売許可業者及び登録販売店に販売してください。

(3) 製造許可申請から販売の流れ



① 製造許可申請

羽島市指定袋製造・卸売（新規・更新）許可申請書（第1号様式）
に下記の書類を添付して、申請してください。

【必要書類】

- ・法人（定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- ・個人（履歴書及び住民票の写し）

② 許可証の交付

審査後、許可証を交付します。

- ・許可証には、許可番号が記載してあります。
- ・製造許可の期間は2年以内とし、市が決定します。
- ・許可期間満了前に更新申請をする必要があります。

③ 指定袋の版下の作成

- ・印刷デザインのデータを市から受け取ってください。
- ・指定袋及び外装袋の版下を作成後、色見本を添えて市へ提出し、確認を受けてください。

④ ごみ処理手数料納付済証（ごみ処理券）の購入

有料化指定袋については、ごみ処理券を市から製造組数分を購入してください。

※ごみ処理券は、消費税込みの金額となります。また、100枚単位での販売となります。

⑤ 指定袋の製造、販売

指定袋は、必ず市の許可を受けた卸売許可業者及び市に登録した登録販売店に販売してください。

- ・出荷前に商品を種類ごとに各1セット、市へ提出してください。
- ・可燃ごみは10枚、不燃ごみは5枚を1組とし、外装袋にごみ処理券1枚を同封の上、製造販売してください。
- ・販売価格は、市場価格（自由価格）となります。

⑥ 販売店別指定袋納入数の報告

「指定袋販売店等納入数報告書」により年2回、卸売許可業者及び登録販売店ごとの販売数を報告してください。

（報告期限 4月～9月分：10月20日、10月～3月分：4月20日）

2. 指定袋の卸売許可について

(1) 卸売許可業者

卸売許可業者とは、指定袋を製造許可業者から仕入れ、登録販売店への納入を行う事業者をいいます。

(2) 卸売許可の条件

- ① 羽島市の指定袋を全て販売してください。指定袋の種類は次の8種類とします。

有料化指定袋	可燃ごみ（大・中・小）、不燃ごみ（大・小）
上記以外の指定袋	カン、ビン、ペットボトル

- ② 指定袋は、必ず市の許可を受けた製造業者から仕入れ、登録した登録販売店に販売してください。
- ③ 万が一、卸売において製品等に問題が起こったときは迅速に処理し、仕様等で市内全体にかかわる問題の場合は、市に報告、協議し、市の指示に従ってください。

(3) 卸売許可申請から販売の流れ

① 卸売許可申請

羽島市指定袋製造・卸売（新規・更新）許可申請書（第1号様式）に下記の書類を添付して、申請してください。

【必要書類】

- ・法人（定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- ・個人（履歴書及び住民票の写し）

② 許可書の交付

審査後、許可証を交付します。

- ・卸売許可の期間は2年以内とし、市が決定します。
- ・許可期間満了前に更新申請をする必要があります。

③ 指定袋の販売

指定袋は、必ず市の許可を受けた製造業者から仕入れ、市に登録した登録販売店に販売してください。

④ 販売店別指定袋納入数の報告

「指定袋販売店等納入数報告書」により年2回、登録販売店ごとの販売数を報告してください。

（報告期限 4月～9月分：10月20日、10月～3月分：4月20日）

3. 指定袋の仕様

	可燃ごみ	不燃ごみ	カン	ビン	ペットボトル
素材	高密度ポリエチレン	低密度ポリエチレン	高密度ポリエチレン	高密度ポリエチレン	高密度ポリエチレン
容量	大 45ℓ相当 中 30ℓ相当 小 15ℓ相当	大 45ℓ相当 小 20ℓ相当	30ℓ相当	30ℓ相当	45ℓ相当
厚さ	大 0.03mm 中 0.025mm 小 0.02mm	大 0.05mm 小 0.04mm	0.03mm	0.03mm	0.03mm
寸法	大 縦 800mm 横 650mm(まち部分を含む)	大 縦 800mm 横 650mm(まち部分を含む)	縦 700mm 横 500mm	縦 700mm 横 500mm	縦 750mm 横 650mm
	中 縦 700mm 横 500mm(まち部分を含む)	小 縦 600mm 横 450mm(まち部分を含む)			
	別図 1 のとおり				
引張強度	・高密度ポリエチレンは、29.4MPa 以上とする。 ・低密度ポリエチレンは、16.7MPa 以上とする。 (JIS Z 1702(包装用ポリエチレンフィルム)に準ずる。)				
色	緑色(半透明)	無色	青色(半透明)	黄色(半透明)	無色(半透明)
	着色に利用する顔料には、指定袋を焼却又は埋立てしたときに環境を汚染するおそれがある物質（カドミウム、全シアン、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素、PCB 等）を含まないこと。				
透明度	・可燃ごみ、カン、ビン、ペットボトルは、内容物が識別でき、新聞の活字が透けて読める程度の透明度を有すること。 ・不燃ごみは、透明とする。				
形状	U形袋（ガセツト・ベロ付）	U形袋（ガセツト・ベロ付）	平袋	平袋	平袋
文字の色	茶色 (DIC333 相当)	緑色 (DIC172 相当)	黒色	黒色	赤色

表示	・袋本体には別に定める表示をすること。 ・表示に利用するインクには、指定袋を焼却又は埋立てしたときに環境を汚染するおそれがある物質（カドミウム、全シアン、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素、PCB 等）を含まないこと。
製袋加工 精度	・シール状態：空気を入れて外部より圧力を加えたとき、シール部より破れないこと。 ・開口性：切り口を軽く左右に滑らすと簡単に開口すること。 ・外観：袋は均質で泡、むら、しわ、フィッシュアイ、異物の混入、ピンホールなどの使用上有害な欠点がなく、かつ、形状が均整で、切断部などの仕上げが良好で、印刷むらなどが目立たないこと。 ・におい：袋の内外面に異臭、悪臭がないこと。
その他	・外装袋から指定ごみ袋を 1 枚ごとに取り出せる状態にすること。 ・家庭用品品質表示法(昭和 37 年法律第 104 号)第 3 条の規定に基づく表示をすること。

※この仕様において、製品仕様上大きな不具合があった場合は、改訂を行うこともあるので留意ください。

4. 外装袋の条件について

- (1) 指定袋を抜き取る際、1 枚ずつ容易に抜き取れる構造としてください。
- (2) 外装袋は、見やすい表示で、以下の項目を必ず表記してください。
 - ① 羽島市指定ごみ袋
 - ② 袋の種類
(可燃ごみ、不燃ごみは、英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語も表示)
 - ③ 羽島市許可番号「羽島市許可第〇〇号」
 - ④ 家庭用
 - ⑤ 大きさ（例：大）
 - ⑥ 入数
 - ⑦ ごみ処理手数料に関する表示
「この商品には、ごみ袋の代金とごみ処理手数料が含まれています。」
 - ⑧ 可燃ごみ大袋には、「※ごみ袋の 30ℓ ラインについて ごみが 30ℓ を超えていない場合でも、ごみの形状等によっては中袋に入らない場合があります。」
可燃ごみ中袋には、「※ごみ袋の 15ℓ ラインについて ごみが 15ℓ を超えていない場合でも、ごみの形状等によっては小袋に入らない場合があります。」
 - ⑨ 家庭用品品質表示法に基づく表示及び取扱注意の表示
 - ⑩ 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく表示

- (3) 形状、材質及び表示の内容については、事前に市に外装袋を提出し、確認を受けてください。

5. 改善の指示、許可の取消し

- (1) 製造販売された指定袋が規格等に適合しない場合や異なる場合は、市は改善の指示をします。この指示に従わない場合は、許可を取り消すとともに当該事実を公表します。
- (2) 許可の取消しが行われた場合は、直ちに許可証を返還してください。
- (3) 市は、取消しにより生じた一切の損害について、その責任を負いません。

6. 製造・卸売の廃止、変更

- (1) 製造許可業者・卸売許可業者が指定袋の製造又は卸売りをやめる場合は、羽島市指定袋製造・卸売廃止届（別記第4号様式）を許可証と一緒に提出してください。
- (2) 製造許可業者・卸売許可業者が氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所（法人にあっては本店の所在地）を変更したときは、羽島市指定袋製造業者等変更届出書（別記第3号様式）を関係書類と一緒に提出してください。